

公立大学法人和歌山県立医科大学理事会規程

制 定 平成18年4月1日和医大規程第37号
最終改正 令和3年3月29日和医大規程第72号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学定款第15条及び公立大学法人和歌山県立医科大学組織運営規則第9条第1項の規定に基づき、公立大学法人和歌山県立医科大学の理事会（以下「理事会」という。）組織及び運営の方法を定めるものとする。

(組織)

第2条 理事会は、理事長、副理事長及び理事（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(議決事項)

第3条 理事会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 中期目標について知事に対し述べる意見及び年度計画に関する事項
- (2) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。）により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- (3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- (4) 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- (5) その他理事会が定める重要な事項

(会議の運営)

第4条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、副理事長が、その職務を代理する。

(構成員以外の出席)

第5条 学部長（構成員である者は除く。）は、理事会に出席する。

2 議長は、必要に応じ、構成員以外の者を理事会に出席させ、意見を聞くことができる。

3 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(会議の成立要件)

第6条 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

(会議の議決要件)

第7条 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があると認められるときは、別段の定めをすることができる。

(会議録の作成)

第8条 議長は、事務局で会議録を作成し、保管するものとする。

(会議の事務)

第9条 理事会に関する事務は、総務課で行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会が別に

定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。